

経支第 373 号
令和 3 (2021) 年 9 月 9 日

各市町中小・小規模企業支援主管課長
各商工会会長
各商工会議所会頭
栃木県商工会連合会長
（一社）栃木県商工会議所連合会長
栃木県中小企業団体中央会長

様

栃木県産業労働観光部長

新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金（第 6 弾）周知について（依頼）

本県の産業労働観光行政に日頃から御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、9 月 13 日（月）以降、緊急事態措置が延長されたことに伴い、引き続き、酒類やカラオケ設備を提供する店舗の休業や、酒類やカラオケ設備を提供しない飲食店及び大規模施設等の営業時間短縮等を要請することといたしました。

この要請に応じて、対象店舗の休業や営業時間の短縮に御協力いただいた飲食店や大規模施設等に対し、別紙のとおり協力金を支給いたします。

つきましては、趣旨を御理解の上、感染防止対策の更なる徹底を図るため、周知への御協力をお願いいたします。

なお、通常 5 時から 20 時までの時間帯に営業し、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等は休業する場合に限り、協力金（第 6 弾）の対象となります。また、通常 20 時から翌朝 5 時までの時間帯に営業し、酒類やカラオケ設備を提供する飲食店等は、酒類やカラオケ設備の提供を取りやめ、営業時間を 5 時から 20 時までに短縮すれば協力金（第 6 弾）の対象となりますので、御留意ください。

経営支援課
中小・小規模企業支援室
TEL：028-623-3173